

第3部 基本計画

Ⅰ. 施策の体系

基本構想に掲げた4つの基本目標を実現するため「基本施策」を定めています。



基本施策

1 健康寿命の延伸

2 子ども・子育て支援の充実

3 高齢者福祉の充実

4 障がい者福祉の充実

5 地域福祉の充実

1 農林水産業の持続可能な発展

2 ビジネス機会の創出による地域の消費拡大

3 地域産業の強化

1 個性を伸ばす学校教育

2 豊かな感性を育む生涯学習

1 災害・危機に強い地域づくり

2 安全安心な住環境づくり

3 安全な都市基盤づくり

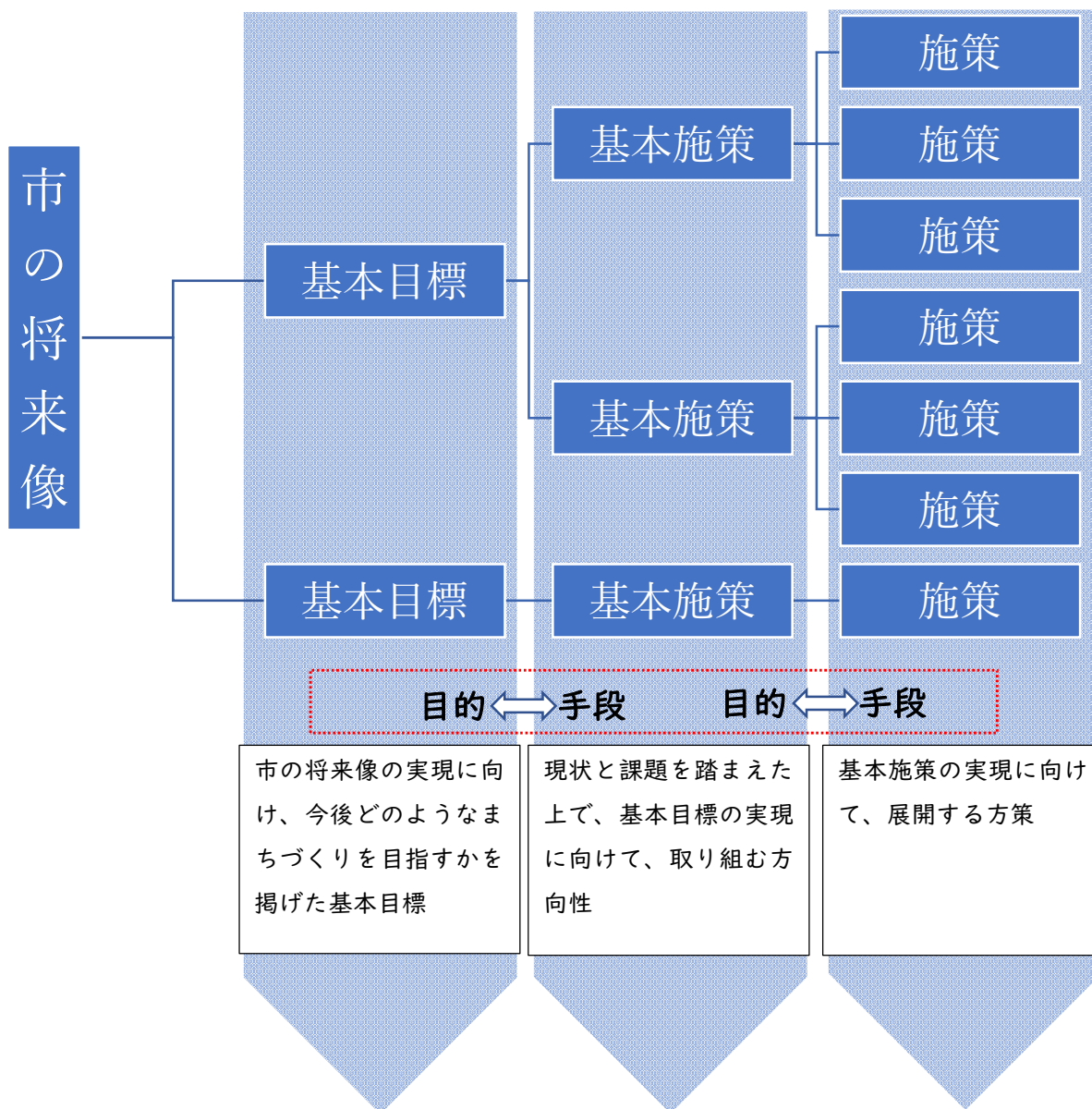
各分野の施策へ

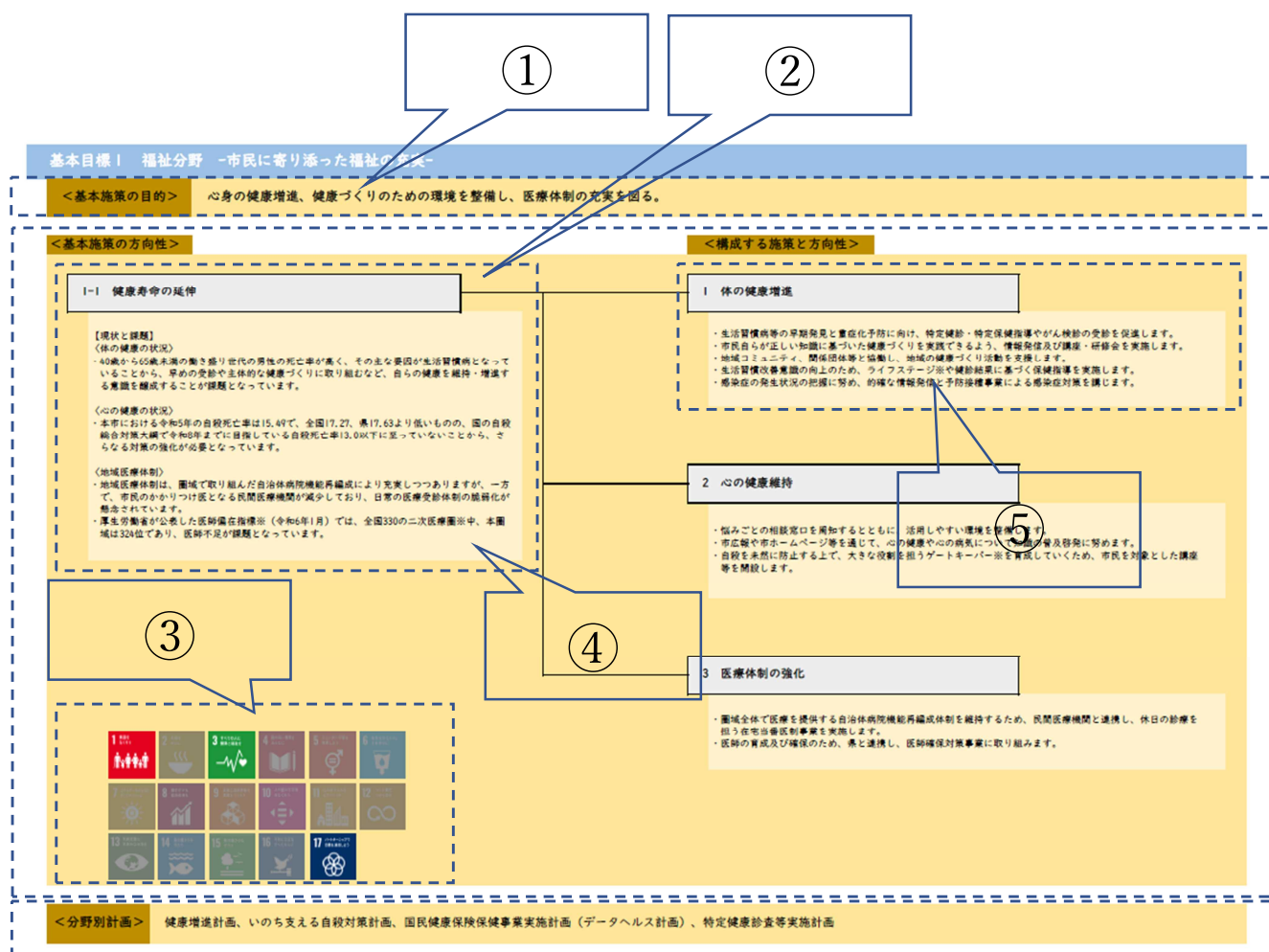
2. 施策体系の構成と見方

施策体系の構成は、将来像、基本目標、基本施策、施策の階層構造となっています。

隣接する階層は、目的と手段の関係となっており、階層の右側ほど、将来像の実現に対し、具体的な内容を示しています。

また、基本施策を示すページは、基本施策と施策をツリー型で示し、目的と手段の関係を視覚的に捉えられる表示としています。





【解説】

①基本施策の目的

基本目標の実現に向け、何のために基本施策を実施するのか目的を示しています。

②基本施策の方向性

本計画では、目的と手段の関係に基づき、施策体系を構築しています。どんな目的を達成するために、何の手段を行うか視覚的にイメージできるよう、施策体系に沿って示しています。

③SDGs の対応表示

基本施策に関連する SDGs の分野を示しています。

④現状と課題

基本施策に係る本市の現状と課題を示しています。なお、この基本施策のページ前段として、データや文章で本市の現状と課題の詳細を示しています。

⑤施策の方策

基本施策の達成に向けて、展開する方策を示しています。

⑥分野別計画

基本施策に係る計画を表示しています。

基本目標Ⅰ 福祉分野

—市民に寄り添った福祉の充実—

■市の福祉に関する状況

全国的に少子高齢化や核家族化が進行する中で、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、市民の抱える福祉ニーズは多様化・複雑化しています。これまで国では、高齢者、障がい者、子どもなどの対象者や生活困窮、保健・医療等の分野ごとに、公的支援制度の整備を行ってきました。しかし、高齢化の進行により、介護と育児に同時に直面するような、ダブルケアと言われる一つの世帯で複数の課題を抱え、単一の制度では対応が難しい状況が懸念されています。

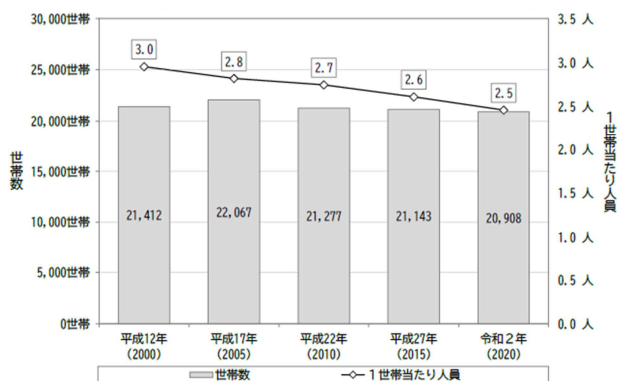
こうした課題に対応していくためには、公的支援において、重層的な支援体制※を整備することはもちろんのこと、地域のコミュニティの中でつながり、お互いに配慮し、共に支えあうことが重要となっています。それにより、支援を必要とする人を含めた皆が社会的な役割を持ちながら、生きがいを得て生活できるような、人と人とがつながり合う社会の構築が必要です。

①核家族化や高齢独居世帯の状況

本市においては、核家族世帯や高齢独居世帯が増加傾向にあります。また、世帯数はほぼ横ばいで推移しているにも関わらず、1世帯あたりの人員は、平成12年の3.0人から令和2年には2.5人に減少し、核家族化が確実に進行しています。

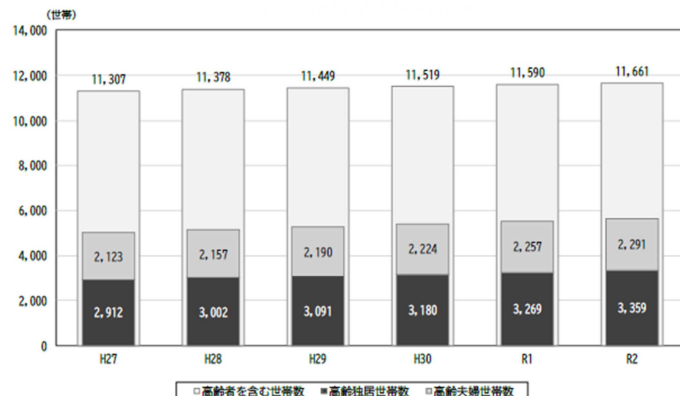
特に、高齢者を含む世帯数、高齢独居世帯数及び高齢夫婦のみで構成される世帯数が、いずれも増加傾向となっており、中でも、高齢独居世帯数の伸び率が最も高く、平成27年度の2,912世帯から令和2年度では、3,359世帯と約15%増加しています。

■図表① 世帯数と1世帯当たり人員の推移



(出典：「国勢調査(H12～R2)総務省」)

■図表② 高齢者を含む世帯の推移



(出典：「地域包括見える化システム(H27～R2)厚生労働省」)

②自然増減（出生と死亡）の状況

本市の人口減少は、出生数に対して死亡数が多い、いわゆる自然減による影響が大きくなっています。

高齢化に伴う死亡数の増加に加え、生活習慣病に起因する働き盛りの40歳から64歳までの死亡者数も多いことから、対策の強化が求められています。

●死亡等の傾向

本市の死亡率は国・県を上回っていますが（図表③）、死因をみると、割合が高い順から悪性新生物（がん）、心疾患（高血圧性を除く）、老衰、脳血管疾患、肺炎となり、国・県と同様の結果となっています（図表④）。

一方、標準化死亡比※では、全死因において、男女ともに国（全国平均を100.0として比較）よりも高い結果となっています。

また、市の死因上位3疾病別でみると、女性の心疾患（高血圧性を除く）以外が全て国より高い数値であり、生活習慣病※による死亡者が多くなっています（図表⑤）。

■図表③ 人口千人当たり死亡率

	平成22年	平成27年	令和2年	令和4年
五所川原市	12.5	14.3	15.6	17.8
青森県	11.7	13.1	14.5	16.8
全国	9.5	10.3	9.9	12.9

（出典：「人口動態統計月報年計（概数）の概況」厚生労働省、「青森県保健統計年報」青森県）

■図表④ 死因の上位及び割合

	五所川原市		青森県		国	
1	悪性新生物	23.7%	悪性新生物	25.1%	悪性新生物	24.6%
2	心疾患（高血圧性を除く）	13.6%	心疾患（高血圧性を除く）	14.7%	心疾患（高血圧性を除く）	14.8%
3	老衰	9.6%	老衰	11.0%	老衰	11.4%
4	脳血管疾患	7.1%	脳血管疾患	7.4%	脳血管疾患	6.8%
5	肺炎	6.4%	肺炎	5.8%	肺炎	4.7%

（出典：「人口動態統計月報年計（概数）の概況」厚生労働省、「青森県保健統計年報」青森県）

■図表⑤ 標準化死亡比（平成30年～令和4年）※全国平均を100.0とした比較表

		総死亡	悪性新生物	心疾患 （高血圧性を除く）	脳血管疾患
五所川原市	男性	122.6	125.3	124.8	105.9
	女性	113.0	116.7	94.6	123.1
青森県	男性	122.4	121.4	122.7	134.8
	女性	117.6	113.6	116.5	128.6

（出典：「人口動態統計月報年計（概数）の概況」厚生労働省、「青森県保健統計年報」青森県）

次に、年代別では、40歳から64歳までのいわゆる働き盛り世代の男性の死亡率が国より高く、市の死因上位3疾病の死亡率も同様に高い状況にあります。また、同年代の女性は国と比べると死亡率は低くなっていますが、死因別でみると悪性新生物、心疾患による死亡率が高い状況にあります（図表⑥）。

■図表⑥ 40歳から64歳までの死亡率（令和4年）（人口10万対）

男性	総死亡		悪性新生物		心疾患（高血圧性を除く）		脳血管疾患	
	五所川原市	国	五所川原市	国	五所川原市	国	五所川原市	国
40歳～64歳	495.1	359.3	136.1	109.0	61.9	55.5	49.5	28.5
40歳～44歳	0.0	115.9	0.0	19.6	0.0	15.0	0.0	10.5
45歳～49歳	188.2	183.9	0.0	38.5	62.7	28.7	0.0	16.5
50歳～54歳	443.0	300.0	253.2	76.0	63.3	49.0	0.0	26.7
55歳～59歳	590.3	480.7	59.0	150.8	118.1	76.5	118.1	36.6
60歳～64歳	1091.7	791.7	327.5	292.9	54.6	119.3	109.2	57.1

女性	総死亡		悪性新生物		心疾患（高血圧性を除く）		脳血管疾患	
	五所川原市	国	五所川原市	国	五所川原市	国	五所川原市	国
40歳～64歳	173.3	188.9	75.8	99.5	21.7	14.2	0.0	12.5
40歳～44歳	71.0	71.8	71.0	31.4	0.0	4.1	0.0	4.8
45歳～49歳	116.7	113.3	0.0	56.1	0.0	7.0	0.0	9.0
50歳～54歳	150.2	169.1	50.1	89.0	0.0	11.6	0.0	12.7
55歳～59歳	310.7	263.9	103.6	144.1	103.6	20.0	0.0	16.9
60歳～64歳	183.5	353.7	137.6	192.4	0.0	30.9	0.0	20.4

（出典：「人口動態統計月報年計（概数）の概況」厚生労働省、市健康推進課）

●自殺の傾向

平成18年10月に自殺対策基本法が施行されて以降、「個人の問題」とされがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識され、国を挙げて自殺対策が総合的に推進されています。

市の自殺死亡率※は、国・県と比べて低くなっているものの、令和元年から令和5年までの5年間で44人が自殺しており、引き続き、自殺予防対策を強化していく必要があります。性別では男性が圧倒的に多く、そのうち年代別では、40歳以上から増加し、特に70歳以上が多い傾向です。

■図表⑦ 自殺死亡者数及び自殺死亡率（人口10万対）推移

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
五所川原市	自殺死亡者数	12	9	7	8	8
	自殺死亡率	21.91	16.68	13.16	15.26	15.49
青森県	自殺死亡者数	214	256	282	242	216
	自殺死亡率	16.55	20.07	22.38	19.47	17.63
国	自殺死亡者数	19,974	20,907	20,820	21,723	21,657
	自殺死亡率	15.67	16.44	16.44	17.25	17.27

（出典：「地域における自殺の基礎資料」厚生労働省）

■図表⑧ 五所川原市性別・年代別自殺者数（令和元年～令和5年集計）

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	計
男性	2	2	2	5	7	6	11	35
女性	0	1	0	2	2	0	4	9
計	2	3	2	7	9	6	15	44

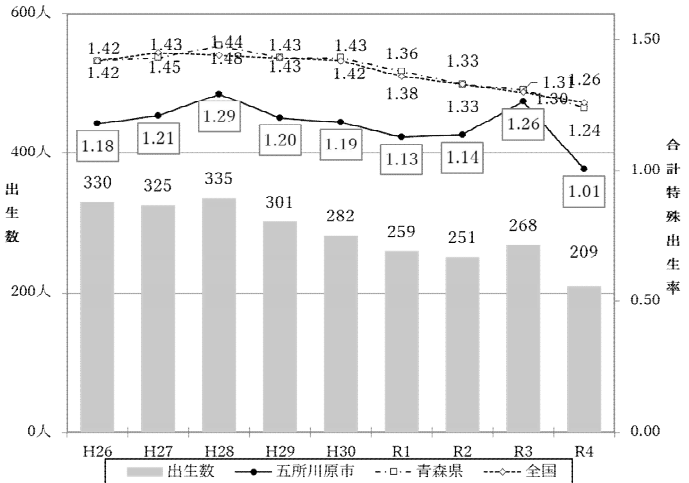
（出典：「地域における自殺の基礎資料」厚生労働省を用いて市健康推進課が作成）

●出生と子どもの推移

近年の出生数は、平成 28 年の 335 人をピークに減少に転じて、令和 4 年には 209 人となっています。ピーク時と比べると、出生数が約 62%まで減少しています。

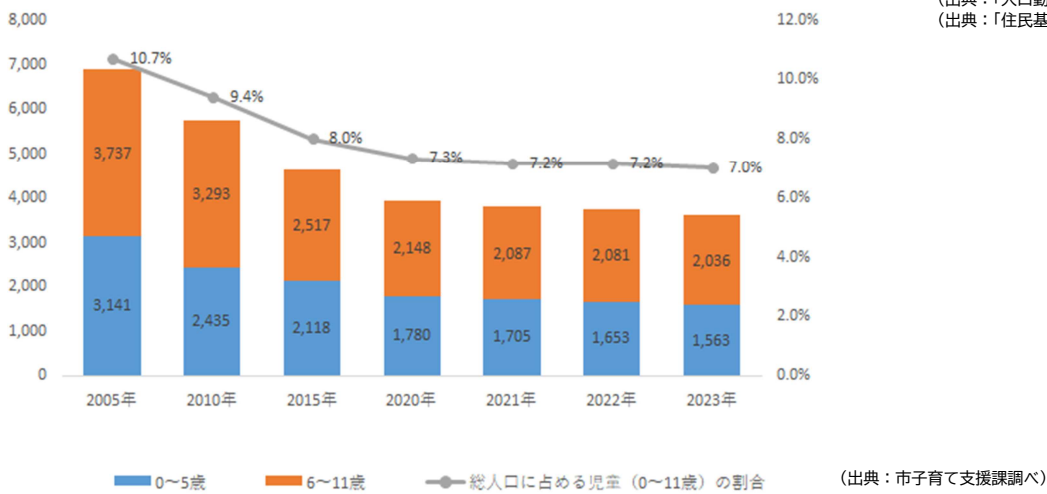
また、子ども（0～11 歳）の市の総人口に対する割合は、平成 17 年の 10.7%から令和 5 年には 7.0%まで減少しています。

■図表⑨ 出生数と合計特殊出生率の推移



(出典：「人口動態調査 (H26～R4)」厚生労働省)
(出典：「住民基本台帳 (H26～R4)」)

■図表⑩ 市内の子どもの数の推移

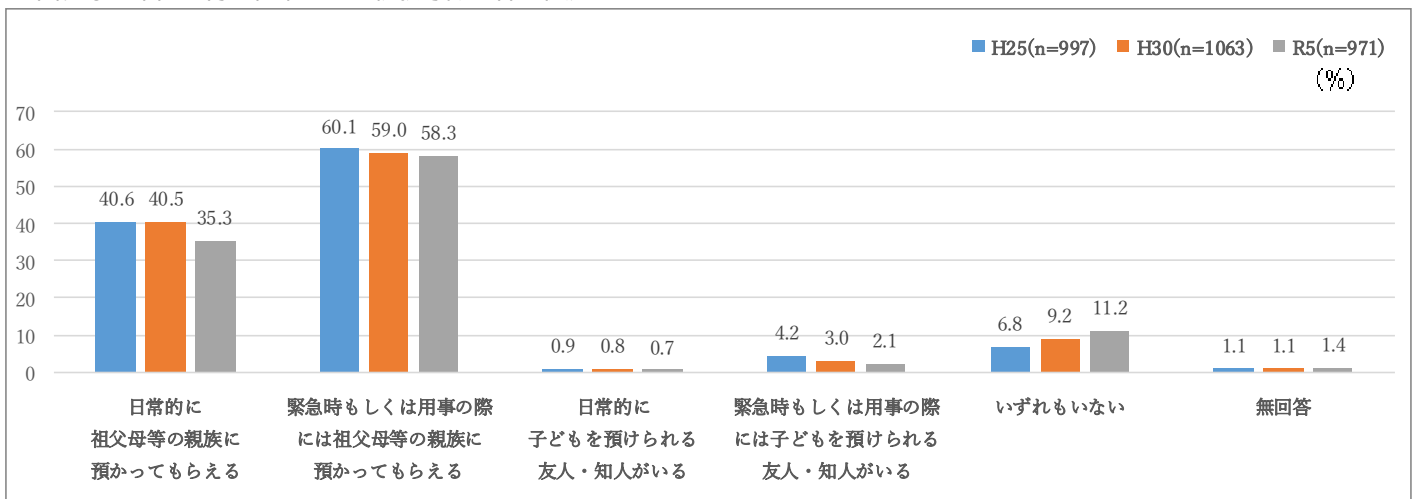


(出典：子育て支援課調べ)

次に、就学前の子どもがいる世帯の主な親族等協力者の状況をみると、「祖父母等の親族に預かってもらえる」と回答した人の割合は前回調査から減少し、「いずれもない」と回答した人の割合が増加しています。

本市の核家族化の状況を踏まえると、子育て世帯のみで育児を行う環境が顕在化しています。子育て世帯の孤立化等が懸念されるため、地域全体で子育てを支え合える体制の構築が求められます。

■図表⑪ 市内子育て世帯の主な親族等協力者の状況



(出典：「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果」子育て支援課)

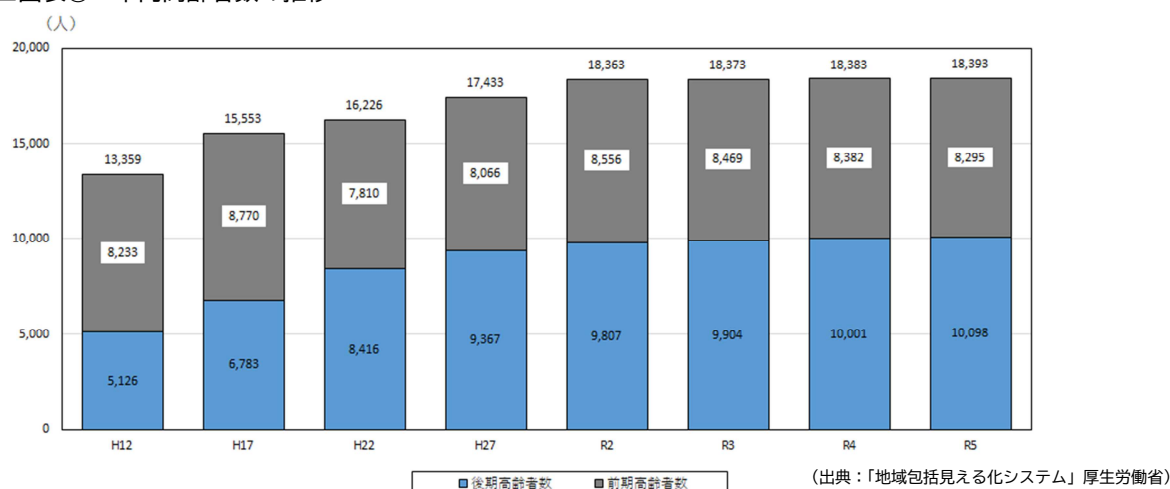
③福祉支援を必要とする方の状況

高齢化が急速に進行する本市においては、それに比例して、要支援・要介護認定者が増加してきています。一方で、働く高齢者も増加しており、高齢者の活躍の場や働く環境づくりが求められています。また、障がい者へのサービスの充実や生活保護受給者への対応も大きな課題となっています。

●高齢者数の推移

前期高齢者※の数は、平成17年の8,770人をピークに以降増減を繰り返し、令和5年では8,295人となっています。一方で、後期高齢者※の数は、増加傾向で推移し、令和5年では10,098人となっています。

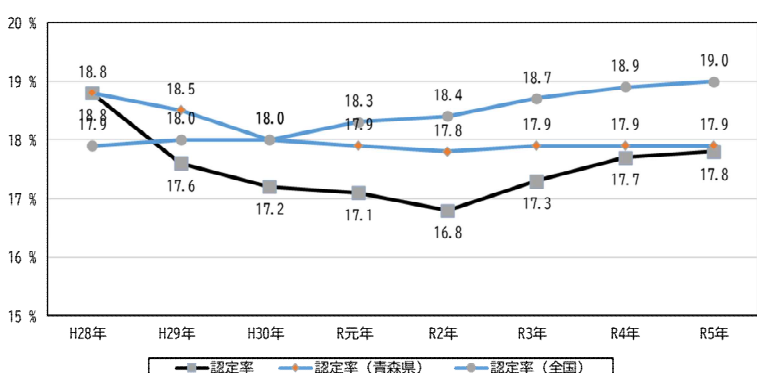
■図表⑫ 市内高齢者数の推移



●要介護、要支援の推移

介護保険の第一号被保険者※のうち、要支援や要介護認定を受けた人の割合は、国・県より低い水準でしたが、令和5年は県と同等の水準となっています。

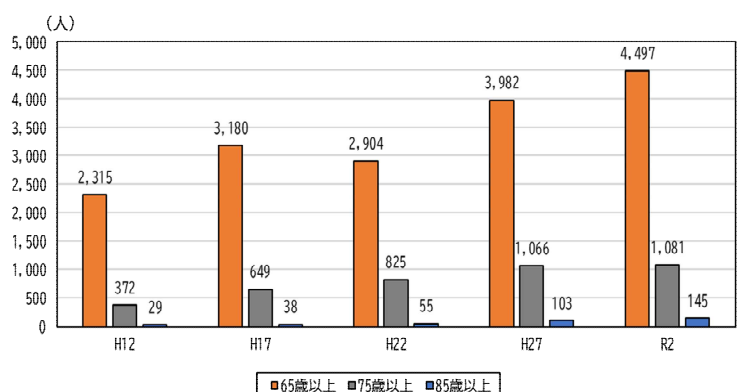
■図表⑬ 要支援・要介護認定率の状況



●高齢者の就業者数の推移

前期高齢者の就業者数は増加傾向にあり、後期高齢者においても同様に増加しています。働くことにより、社会的な役割を持ち、自分らしく地域で活躍することは、生きがいを持って地域で暮らせるとともに、高齢者の多くの方が不安に感じる病気である認知症の要因となる孤立を防ぐことにつながります。

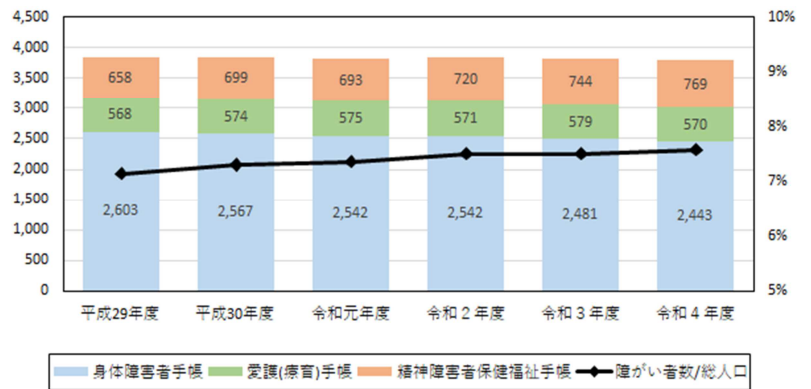
■図表⑭ 高齢者の就業者数の状況



●障がい者数とサービス提供事業所の推移

障害者手帳を所持している人は、平成29年から令和4年度までほぼ横ばいとなっています。内訳として、身体障害者手帳所持者は減少傾向となっていますが、愛護（療育）手帳所持者はほぼ横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加しています。全体の傾向をみると、横ばいですが、市の人口減少を要因として、総人口に対する障がい者の割合は増加しています。

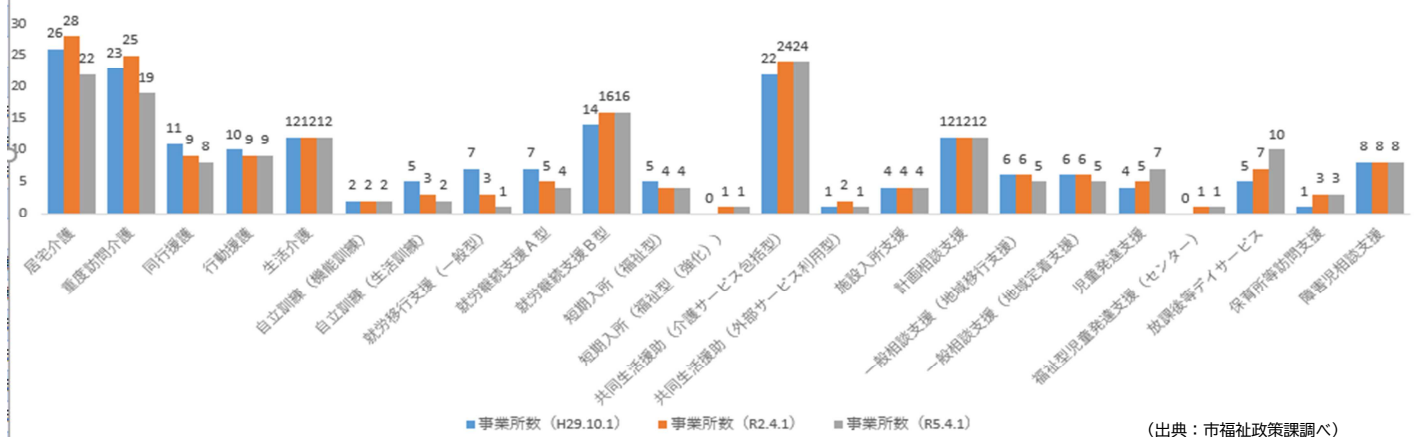
■図表⑮ 障がい者数の推移



(出典：五所川原市福祉政策課調べ及び「青森県の推計人口年報（H29～R4）青森県」)

障害福祉サービスを提供する事業所については、コロナ禍により、一時的に閉鎖する事業所があったため、事業所数が減少した業種もありますが、新たに拡充された支援メニューを実施する事業所開設の事前相談が寄せられており、以前よりも支援を取り巻く環境は充実してきています。

■図表⑯ 障害者福祉サービス提供事業所数の推移



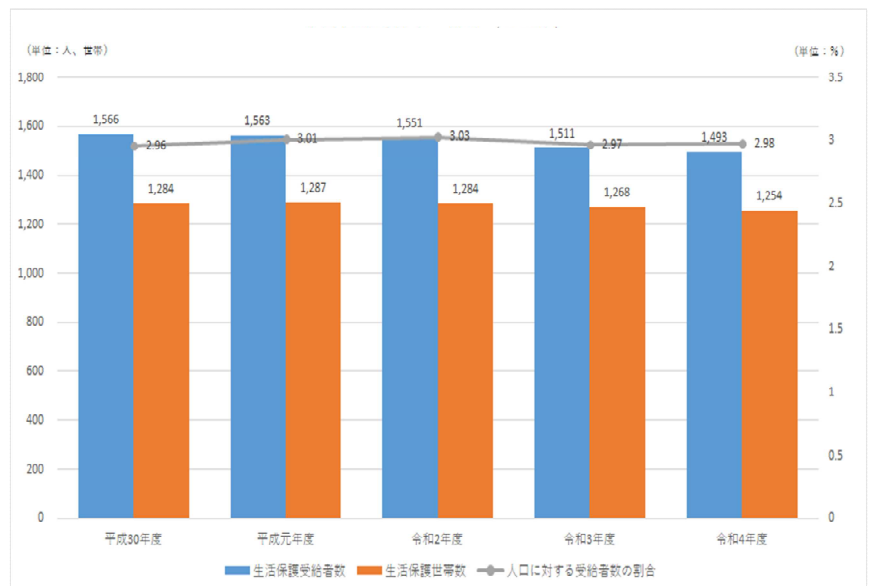
(出典：市福祉政策課調べ)

●生活保護受給者数の推移

生活保護の受給者数については、平成30年度の1,566人から令和4年度の1,493人と若干減少しており、生活保護世帯も、平成30年度の1,284世帯から令和4年度の1,254世帯と若干減少しています。

令和4年度における市の人口に対する受給者数の割合は2.98%となっています。

■図表⑰ 生活保護受給者の推移（月平均）



(出典：市生活応援課調べ)

＜基本施策の目的＞ 心身の健康増進、健康づくりのための環境を整え、医療体制の充実を図る。

＜基本施策の方向性＞

＜構成する施策と方向性＞

Ⅰ-Ⅰ 健康寿命の延伸

【現状と課題】
〈体の健康の状況〉
・40歳から65歳未満の働き盛り世代の男性の死亡率が高く、その主な要因が生活習慣病となっていることから、早めの受診や主体的な健康づくりに取り組むなど、自らの健康を維持・増進する意識を醸成することが課題となっています。

〈心の健康の状況〉
・本市における令和5年の自殺死亡率は15.49で、国17.27、県17.63より低いものの、国の自殺総合対策大綱で令和8年までに目指している自殺死亡率13.0以下に至っていないことから、さらなる対策の強化が必要となっています。

〈地域医療体制〉
・地域医療体制は、圏域で取り組んだ自治体病院機能再編成により充実しつつありますが、一方で、市民のかかりつけ医となる民間医療機関が減少しており、日常の医療受診体制の脆弱化が懸念されています。
・厚生労働省が公表した医師偏在指標※（令和6年1月）では、全国330の二次医療圏※中、本圏域は324位であり、医師不足が課題となっています。

Ⅰ 体の健康増進

- ・生活習慣病等の早期発見と重症化予防に向け、特定健診・特定保健指導やがん検診の受診を促進します。
- ・市民自らが正しい知識に基づいた健康づくりを実践できるよう、情報発信及び講座・研修会を実施します。
- ・地域コミュニティ、関係団体等と協働し、地域の健康づくり活動を支援します。
- ・生活習慣改善意識の向上のため、ライフステージ※や健診結果に基づく保健指導を実施します。
- ・感染症の発生状況の把握に努め、的確な情報発信と予防接種事業による感染症対策を講じます。

2 心の健康維持

- ・悩みごとの相談窓口を周知するとともに、活用しやすい環境を整備します。
- ・市広報や市ホームページ等を通じて、心の健康や心の病気について知識の普及啓発に努めます。
- ・自殺を未然に防止する上で、大きな役割を担うゲートキーパー※を育成していくため、市民を対象とした講座等を開設します。

3 医療体制の強化

- ・圏域全体で医療を提供する自治体病院機能再編成体制を維持するため、民間医療機関と連携し、休日の診療を担う在宅当番医制事業を実施します。
- ・医師の育成及び確保のため、県と連携し、医師確保対策事業に取り組みます。



＜分野別計画＞ 健康増進計画、いのち支える自殺対策計画、国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）、特定健康診査等実施計画

＜基本施策の目的＞ 子どもを持ちたい方の希望を叶え、子育てをしたいまちになるよう、子どもを地域全体で育てる体制を構築する。

＜基本施策の方向性＞

＜構成する施策と方向性＞

Ⅰ-2 子ども・子育て支援の充実

【現状と課題】
〈乳幼児と母親の健康の状況〉
・晩婚、晩産化や核家族化の進行等に伴い、子育て世帯を取り巻く環境が著しく変化している中、妊娠・出産・乳幼児育児において、親子ともに心身の健康のための支援が重要となっています。

〈教育・保育ニーズの状況〉
・核家族化や共働き世帯の増加に伴い、教育・保育施設等も含め、より質の高い環境整備・充実が強く求められています。

〈子育て世帯の状況〉
・働き方やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化などにより、家庭内での解決が困難な課題や経済的負担が増加し、子育てをする上で不安やストレス、孤立を感じている世帯が増加していることから、子育て世帯への支援対策の充実が必要となっています。

〈特別な配慮を要する子どもの状況〉
・児童虐待、貧困、発達や心身の障がいなど、様々な要因により課題を抱えている子どもや家庭が増加傾向にあるため、早期に発見し、相談、支援につなげる体制を整えることが必要となっています。

Ⅰ 結婚、妊娠・出産、乳幼児育児の支援

・結婚を希望する男女を対象に、県・県内市町村と連携し、出会いの場を創出します。
・妊娠期から出産、子育てなどに関する不安や悩みについて、誰もが安心して相談することができる機会を創出し、支援を要する子どもや家庭に切れ目のない相談支援を実施します。
・妊娠・出産・乳幼児育児においては、親子ともに心身の健康が重要であるため、母子の検診や各種相談活動を充実させ、育児不安解消や孤立予防を図ります。

2 教育・保育環境の充実

・子どもを安心して預けることができる安全・衛生に配慮された施設環境の整備を支援します。
・保育人材を確保していくため、保育士の処遇改善支援、労働環境の改善を支援します。
・教育・保育施設と連携し、定員調整などによる持続可能な教育・保育の提供体制を確保します。

3 地域で育てる子育て体制の構築

・子どもの急な発熱等への対応や小学生の放課後における健全育成などの多様な保育ニーズに対応し、仕事と育児の両立を可能とする支援体制を構築します。
・子どもの医療費や学校給食費の無償化などにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。
・子育てに課題を抱える世帯の増加に対応していくため、交流機会の創出や各種相談の場を活用し、子育て世代の孤立防止を図ります。
・ファミリー・サポート・センター※の運営や子育てイベントの開催など、官民が連携・協働することで、子育て支援環境の充実を図ります。

4 特別な配慮を必要とする子ども・家庭への支援

・虐待やヤングケアラー※等の課題を抱える子ども、家庭等の早期発見や適切な支援のため、地域の関係機関と連携し、見守り体制を強化します。
・疾病や障がい等により、支援が必要な子どもの特性に応じた保育等の体制の充実を図ります。
・ひとり親家庭の社会的・経済的自立のため、資格取得に対する支援等、生活の安定に向けて支援します。



＜分野別計画＞ 地域福祉計画、子ども・子育て支援事業計画

基本目標Ⅰ 福祉分野 -市民に寄り添った福祉の充実-

＜基本施策の目的＞ 高齢者が地域で活躍できる機会を創出し、多様な主体の連携による支援が機能する、自分らしい高齢期の実現を図る。

＜基本施策の方向性＞

＜構成する施策と方向性＞

Ⅰ-3 高齢者福祉の充実

【現状と課題】
〈高齢者の社会参画の状況〉
・核家族化等の進行など家族形態の多様化を背景に、一人暮らし高齢者が増加しており、社会的孤立の予防が課題となっています。
・医療技術の進歩と長寿社会の到来により、元気で社会参加を望む高齢者が増加しており、元気な高齢者が活躍できる場の提供など社会全体で高齢者の経験と能力を生かしていく機運の醸成が求められています。

〈地域の連携体制の状況〉
・高齢者の独居世帯や高齢者のみ世帯の増加、要介護者や慢性疾患、認知症を患った人の増加が見込まれる一方、国の医療政策では、療養病床※から在宅医療※等での対応に転換していくことが示されており、在宅で医療・介護サービスを受けられ、住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みの構築が急務となっています。

〈認知症の状況〉
・認知症リスクが高まる高齢者の独居世帯が増加していることから、総合的な認知症の予防対策が必要となっています。
・認知症を患った高齢者による近隣トラブルや高齢者虐待の相談が増えています。地域社会における認知症の理解と支援の充実が急務となっています。

〈要支援・要介護者の状況〉
・高齢化の進行により、支援を必要とする要介護（要支援）認定者数は増加傾向にあり、個々の状況に応じた介護サービスの提供が求められています。



Ⅰ 社会参加機会の充実

・高齢者がこれまでに培った豊富な経験や知識を生かし、より良い地域社会を支える担い手として、生きがいを持ち活躍できる環境づくりに取り組みます。
・高齢者の心身の健康の維持と社会的な孤立を防ぐため、「通いの場」の充実や「アクティブシニアポイント事業」など、ボランティア活動を通じた定期的な交流や活動の機会を創出します。
・一人暮らし高齢者の孤立防止のため、郵便局・生協・民生委員・児童委員・各町内会等と連携し、地域による見守りを強化します。

2 地域包括ケアシステムの機能強化

・住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援の切れ目ないサービスを提供し、地域包括ケアシステム※を構築します。
メディカルケアステーション(MCS)※を活用して、医療・介護をはじめとした多職種間でネットワークの充実を図り、在宅でも安心して住み続けられるよう地域の高齢者の課題の把握と解決を目指します。
・在宅医療と介護の連携強化を図り、急性期医療から在宅医療への円滑な移行を推進します。
・住民が互いに支え合う意識を醸成し、包摂的な共生社会づくりを推進します。
・高齢者の生活支援の一環として、生活必需品を提供する移動販売車の運行や高齢者独居世帯などの除雪を支援します。

3 地域と一体となった認知症対策

・「認知症サポーター養成講座」「認知症フォーラム」「認知症カフェ」などを通じて認知症に対する市民の理解を深めながら、地域全体で支える体制を構築します。
・認知症の人が安心して暮らせる地域社会を実現するため、地域の見守り体制の強化を図ります。
・成年後見制度※など認知症の人の権利擁護に関する知識の普及、家族介護者の負担軽減を図ります。

4 高齢者の自立支援

・高齢者が自立した生活を維持できるよう、市が主体となって社会福祉協議会と連携し、各地域に生活支援コーディネーター※を配置し、日常生活での困りごとなどの解決を支援します。
・介護予防教室を定期的開催し、自ら健康管理に取り組む機会を増やします。
・在宅介護家族の身体的、精神的負担軽減のため、民間事業者等と連携し、自宅で介護する家族等に介護技術支援やメンタルヘルスケアを行います。
・高齢者が要介護状態になっても、安心して自立した日常生活を営むことができるよう、要介護度に応じた適切な介護サービスの提供を促進します。
・介護支援専門員のケアマネジメント※技術の向上や介護サービス事業所の適切な運営などを支援します。
・国、県及び関係団体と連携し、介護分野で働く人材の確保に向けた取組を進めます。

＜分野別計画＞ 地域福祉計画、老人福祉計画、介護保険事業計画、成年後見制度利用促進基本計画

基本目標Ⅰ 福祉分野 -市民に寄り添った福祉の充実-

＜基本施策の目的＞ 障がいの有無に関わらず、誰もが地域で安心して暮らすことができる体制を構築する。

＜基本施策の方向性＞

＜構成する施策と方向性＞

Ⅰ-4 障がい者福祉の充実

【現状と課題】
〈障がい者数の状況〉
・身体障害者手帳の交付数は、平成25年度をピークに減少傾向にありますが、愛護（療育）手帳と精神障害者保健福祉手帳の交付数は増加傾向にあり、多様なニーズに応じた支援が必要となっています。

〈サービス提供事業者数の状況〉
・本市の障害福祉サービス提供事業者数は増加していますが、慢性的な介護人材の不足が生じており、専門的な知識や技術を要する人材の育成と確保が喫緊の課題となっています。

〈障がい者を取り巻く状況〉
・意思決定に困難を抱える障がい者は、日常生活において不利益を被ることが危惧されることから、障がい者の権利擁護に向けた取組の強化が必要となっています。

・障がい者への不当な差別や虐待が依然として生じていることから、防止対策の継続的な取組が必要となっています。

〈社会参加に関わる状況〉
・障がい者の就労支援のためのメニューは増えているものの、障がいへの理解不足などにより一般事業所への就労移行率は伸びていないことから、支援対策の強化が求められています。

Ⅰ 障がい者の自立支援

・障がいのある人やその家族などが相談しやすい体制づくりや社会福祉士等の福祉専門職の配置により、多様なニーズに応じた総合的、専門的な相談支援の充実を図ります。

・各種福祉手当の支給、医療費の助成、障害福祉サービスの提供、また、地域の特性に応じて市が計画的に実施する地域生活支援事業により、障がい者の負担軽減や生活を支援します。

・圏域市町、地域住民、事業者、地域の支援体制等を検討する地域自立支援協議会との連携・協働体制を構築し、各種研修事業の実施や福祉人材の確保対策を推進します。

2 障がい者権利擁護の推進

・障がいを理由とする不当な差別の解消や障がい者の虐待防止に関する広報や啓発事業などに取り組みます。

・意思決定に困難を抱える障がい者に対するサポート体制の充実を図り、成年後見制度の利用促進や関係機関・地域住民等との連携・協働を基礎とする権利擁護を推進します。

3 社会参加の促進

・障がいに関する正しい知識の普及のため、交流機会の創出や啓発活動を促進します。

・就労移行支援※や就労継続支援※などの障害福祉サービスを円滑に実施するとともに、障害福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と情報連携を行い、障がい者雇用を促進します。

・地域住民や関係機関と連携・協働し、スポーツやレクリエーションの場などを通した、障がい者の地域活動や文化活動への参加を促進します。



＜分野別計画＞ 地域福祉計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、成年後見制度利用促進基本計画

基本目標Ⅰ 福祉分野 -市民に寄り添った福祉の充実-

＜基本施策の目的＞ お互いの個性や権利を理解し尊重し合いながら地域全体で「支え合う」地域づくりを目指す。

＜基本施策の方向性＞

＜構成する施策と方向性＞

Ⅰ-5 地域福祉の充実

【現状と課題】
〈社会保障を取り巻く状況〉
・健康面や経済面のほか、複雑化・複合化した要因により日常生活で困難を抱えている人を社会全体で支えていくための包括的な支援体制の充実が求められています。
・生活困窮者の増加が予測される中、他自治体と比べて生活保護世帯の割合が高い本市においては、生活保護からの脱却と生活保護に至らないための対策の強化が課題となっています。
・生活保護を必要としている人の状況を把握し、的確な生活保護制度の運用に努めていくことが必要となっています。

〈地域の支え合いの状況〉
・少子高齢化の進行、核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域における共助の考え方が希薄化しており、防犯・防災対策の弱体化が懸念されています。
・地域の社会福祉に重要な役割を果たしている民生委員・児童委員の確保が課題となっています。
・地域の福祉課題を解決していくための地域一体となった取組体制の構築が強く求められています。

Ⅰ 重層的支援体制の構築

- ・子ども・障がい者・高齢者・生活困窮者・ひとり親家庭といった対象者（以下「対象者」という。）ごとの支援体制だけでは様々なニーズへの対応が困難であるため、地域や関係機関と連携し、包括的相談支援、社会参加支援、交流機会の創出等による地域づくりなど重層的支援体制を構築します。
- ・各分野の取組を相互活用し、個々の対象者の複雑・複合化した支援ニーズに対する包括的な相談支援体制の整備、対象者の社会とのつながりを支援し、就労支援、見守り支援など社会参加の機会の創出、また、交流の場や居場所づくりなどを通じて対象者の孤立・孤独を防ぎ、互いに支え合うことができる地域コミュニティの形成や地域における活動の活性化を促進します。
- ・自ら支援を求めることが困難な人への対策として、訪問支援を含む継続的な支援を行う体制づくりを目指します。
- ・生活困窮者に対する相談体制を拡充し、自立に向けた支援を強化するとともに、生活保護世帯については個別の問題解決のための支援体制を強化します。
- ・生活保護法、実施要領に基づいた適正な保護を実施し、健康で文化的な生活水準を維持できるよう支援します。
- ・高齢者や障がい者、生活困窮者など居住に課題を抱える人の居住支援を官民一体となって行います。

2 地域福祉活動の活性化

- ・地域社会の中で、住民同士が協力し合う意識の醸成をしていく上で重要な役割を担う民生委員・児童委員の確保に努めます。
- ・地域の身近な相談者である民生委員・児童委員が活動しやすいようサポートするとともに、関係機関及び行政との連携を促進します。
- ・社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に関する情報発信の強化やボランティアへの参加意識を高める啓発活動等を通して、参加しやすい環境づくりに取り組みます。また、参加者の中から地域福祉活動の担い手となるボランティアリーダーの確保や育成を図ります。



＜分野別計画＞ 地域福祉計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、成年後見制度利用促進基本計画、地方再犯防止推進計画、市営住宅長寿命化計画

基本目標2 経済分野

—地域の特色を生かした経済の活性化—

■市の経済に関する状況

本市は、農林水産業を基軸とし、郊外型大型商業施設「ELM」を中心に、域外からの消費を見込める商都として発展してきており、地域経済をけん引しています。また、立佞武多をはじめとする地域に根差した伝統文化の継承による観光振興に取り組み、さらには、交通網の利便性を生かした漆川工業団地は、重要な経済基盤となっています。一方、コロナ禍による日本経済の低迷は、本市を含め地方経済に大きな影響を及ぼしており、その再生と発展を図るためには、中心市街地の活性化も含め、これまで以上に地域の多様な産業基盤と民間活力を生かした官民協働の経済対策が求められています。

①産業構造の状況

市の経済状況をみると、就業者数は年々減少していますが、市内総生産額は増加しています。引き続き、生産性の向上を図るとともに、産業構造の特徴を生かした経済対策を行うことが重要となっています。

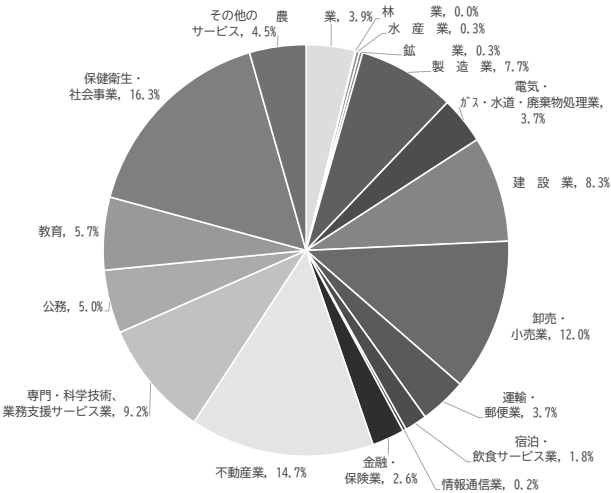
●市内総生産額の推移

令和２年度の市内総生産総額は、約１,600億円です。三部門別にみると第１次産業が４.３％、第２次産業が１6.3％、第３次産業が79.4％となっています。

生産額の推移をみると、第１次産業と第３次産業は横ばい傾向、第２次産業は増加傾向にあります。

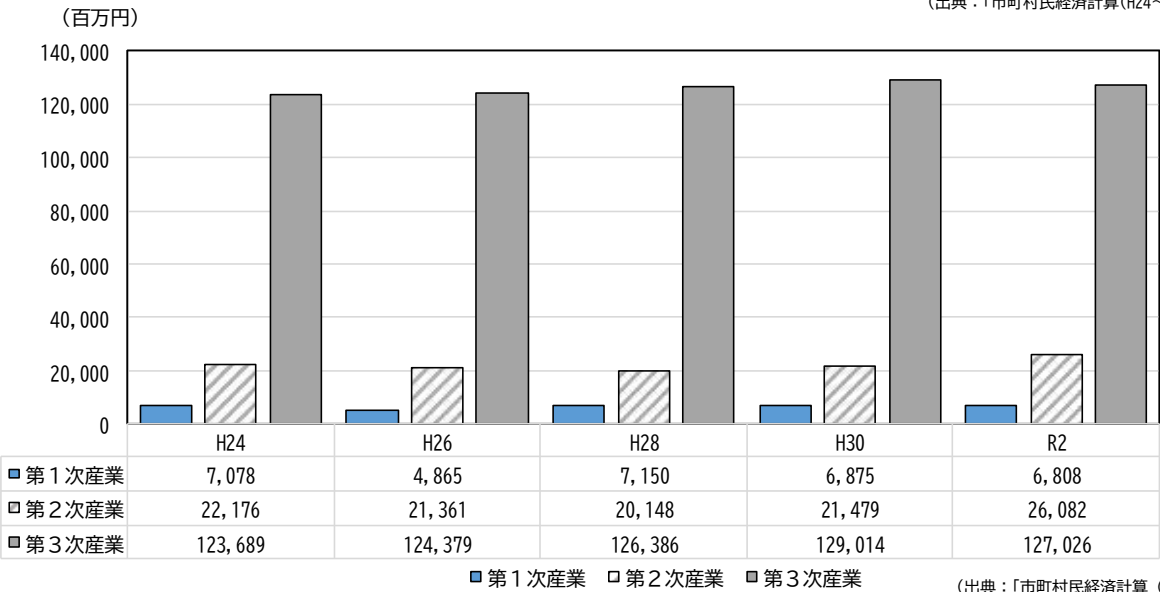
また、産業大分類別の内訳をみると「保健衛生・社会事業」、16.3％、「不動産業」14.7％、「卸・小売業」12.0％となっており、サービス産業の占める割合が高い状況です。

■図表① 市内総生産の内訳（令和２年度）



(出典：「市町村民経済計算(H24～R2)青森県」)

■図表② 産業三部門別市内総生産額の推移



●市内就業者の傾向

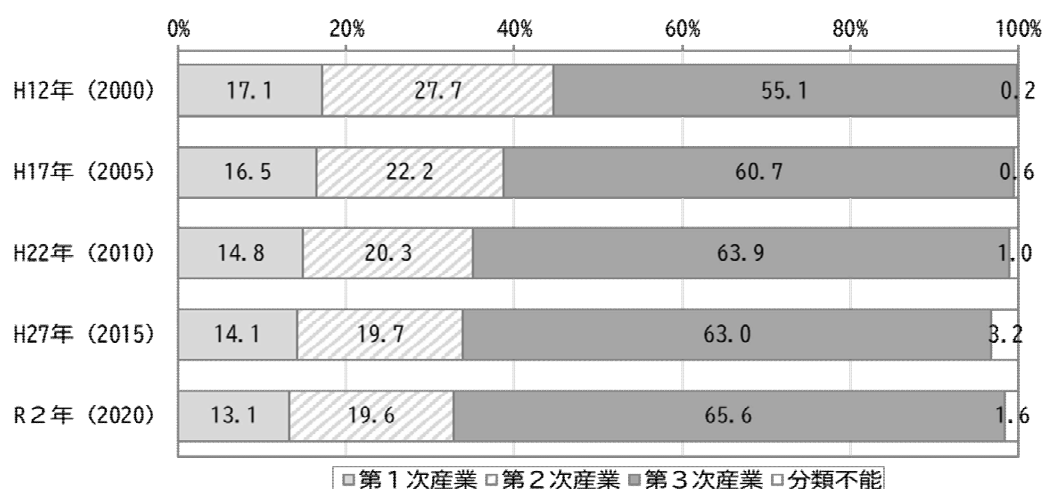
就業者総数は平成27年に一時的に増加したものの、平成12年と令和2年で比べると全体数が5,613人減少しています。これを産業三部門別の割合でみると、第1次産業で4ポイント、第2次産業で8.1ポイント減少しているのに対し、第3次産業は10.5ポイント増加し、第3次産業が市内において占める割合が増加しています。また、産業大分類別にみると、「卸・小売業」、「医療・福祉」、「農業」が高い状況です。

■図表③ 産業三部門別就業者数の推移

	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能
平成12年(2000)	30,101	5,136	8,327	16,587	51
平成17年(2005)	27,868	4,596	6,196	16,922	154
平成22年(2010)	25,832	3,833	5,231	16,501	267
平成27年(2015)	26,206	3,704	5,157	16,512	833
令和2年(2020)	24,488	3,220	4,797	16,071	400

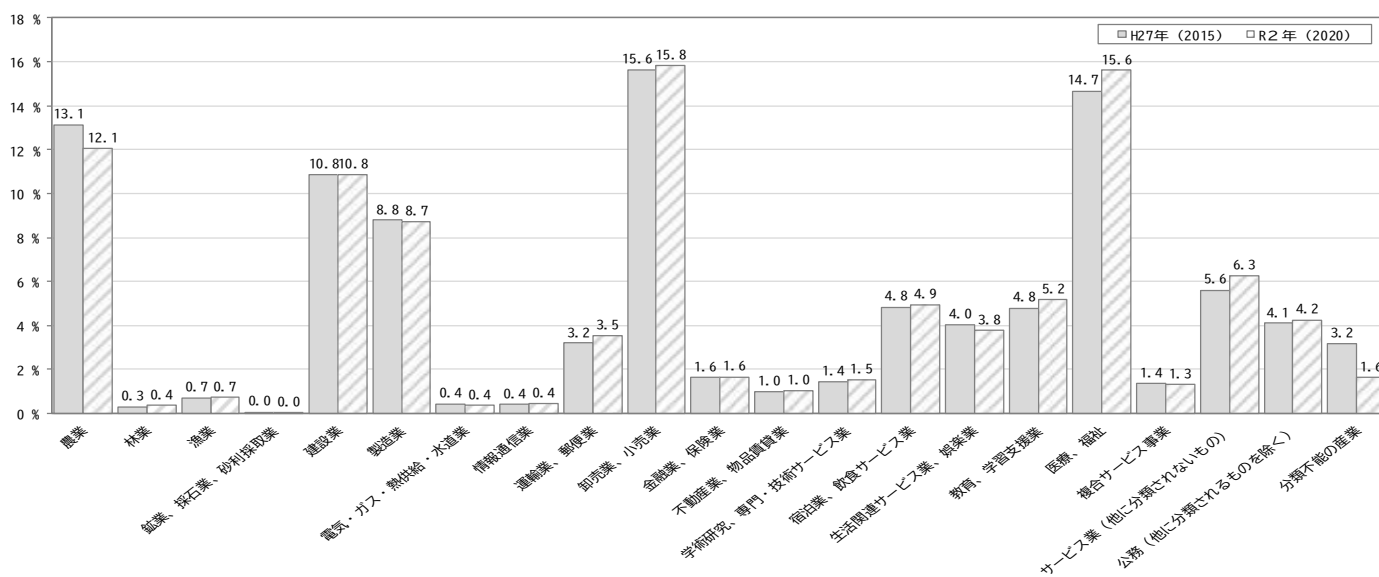
(出典：「国勢調査(H12～R2)総務省」)

■図表④ 産業三部門別就業者割合の推移



(出典：「国勢調査(H12～R2)総務省」)

■図表⑤ 産業大分類別就業割合の推移



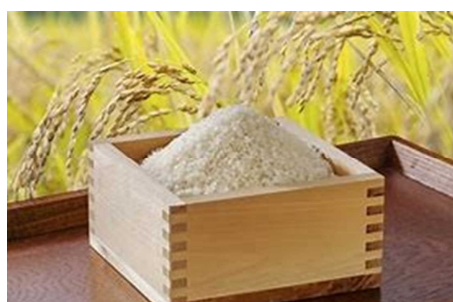
(出典：「国勢調査」(R2)総務省)

②農林水産業の状況

農林水産業の就業者割合（図表④）をみると、就業者数の13.1%であり、地域の生業として重要な役割を果たしています。そのため、農林水産業の地域の特性を生かした持続的な発展を促していく必要があります。特に、本市の農林水産業においては、農業が大きな割合を占めています。

●主要な産物と特徴

本市は、津軽平野の豊かな自然に育まれた米やりんご、馬肉、ヤマトシジミなど、農林水産物に恵まれています。特に、米については令和5年の生産量が、東北227市町村中16位であり、単収※も高く、県内でも有数の生産地域となっています。また、その生産量を支える農地が適切に維持管理されていることや大規模生産法人が多く存在することが、本市の稲作農業における強みとなっています。

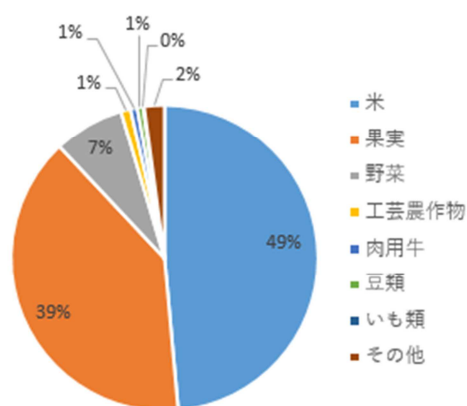


本市の令和4年度の農業産出額※（推計）の状況（図表⑥）をみると、農業産出総額は98億2千万円であり、内訳をみると米47億7千万円（48.6%）、果実38億7千万円（39.4%）、野菜7億3千万円（7.4%）となっており、米・果実が多くを占めています。

しかし、人口減少に伴う需要減少と、生産資材やエネルギー価格の高騰を背景に、農業所得は減少傾向にあります。そのため、稲作と高収益作物※との複合経営※化を進めるとともに、特色ある米作りによる高付加価値化や、市場調査に基づいた販売促進が必要となっています。

■図表⑥ 市農業生産額（推計）（令和4年度）

耕種	金額 (単位：千万円)	割合
米	477	48.6%
果実	387	39.4%
野菜	73	7.4%
工芸農作物	10	1.0%
肉用牛	7	0.7%
豆類	6	0.6%
いも類	1	0.1%
その他	21	2.2%
合計	982	100%



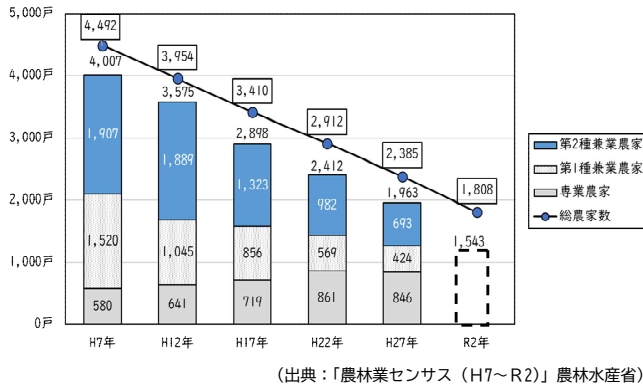
（出典：「市町村別農業産出額（推計）」（R4）農林水産省）

●担い手と生産基盤の保全

高齢化や後継者不足により、農家数は全国的に減少しており、本市でも同様の傾向となっています。

一方、就業者数は平成27年まで減少傾向でしたが、令和2年において15歳～59歳の年齢層が増加に転じています。

■図表⑦ 市内の総農家数と販売農家数の推移

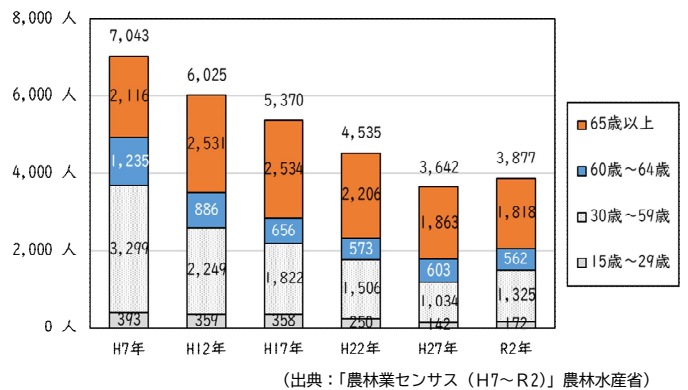


また、基幹的農業従事者※は、国・県と比べ、若年層の就業者数が増加していますが、高齢化率では全国・県と同様に高くなっています。今後、離農者の農地を保全し、農業が持続可能な発展を遂げるためには、その受け皿が必要となります。そのため、大規模農家をはじめ、中小規模農家や新規就農者など地域の担い手を確保・育成していくことが課題となっています。

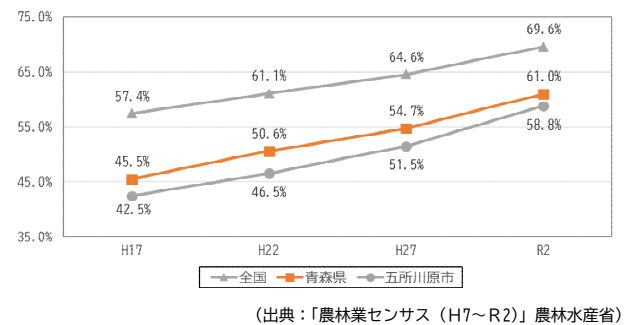
林業においては、本市の総面積の5割以上を森林が占めていますが、輸入材の増加による木材価格の長期低迷による林業所得の伸び悩みに加え、林業従事者の高齢化により、担い手や後継者の不足が深刻な状況となっています。こうしたことから、森林を有効な地域資源として活用するため、森林組合や林業者と連携し、林道等の保全に努め、地元産材の利用促進や、担い手の確保などを通じて林業の活性化を図る必要があります。

漁業においては、ヤマトシジミの漁獲量制限等の資源管理に努め、持続的な生産活動を積極的に実施しており、増減はあるものの、一定の漁獲量を確保しています。今後は人口減少により、漁業者の減少が見込まれるため、担い手の確保が重要となります。また、温暖化等の気象変動により、水産資源の不安定化も予想されることから、先を見据えた海面漁業との複合経営を推進する必要があります。

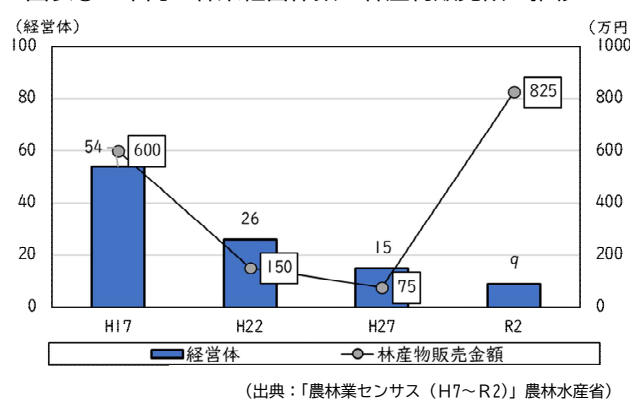
■図表⑧ 市内の農業就業者数の推移



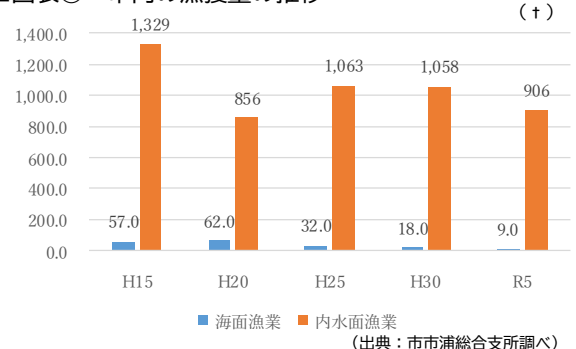
■図表⑨ 基幹的農業従事者の高齢化率の推移



■図表⑩ 市内の林業経営体数と林産物販売額の推移



■図表⑪ 市内の漁獲量の推移



③商工観光業の状況

本市は、飲食店や観光施設、商業施設が近隣市町に比べ、多数立地しており、地域経済を活性化していくためには、その特徴を生かし、人流創出による消費拡大を図っていく必要があります。

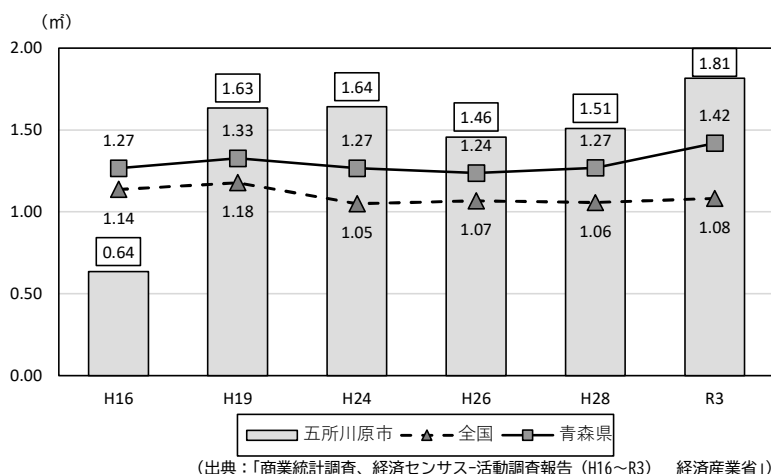
また、インターネットの普及により、個々の事業者が市外へ販売する際のハードルが下がっているため、地域の生産力を生かした商品の魅力向上などの市外への販売力向上も重要となっています。

●商業の特徴

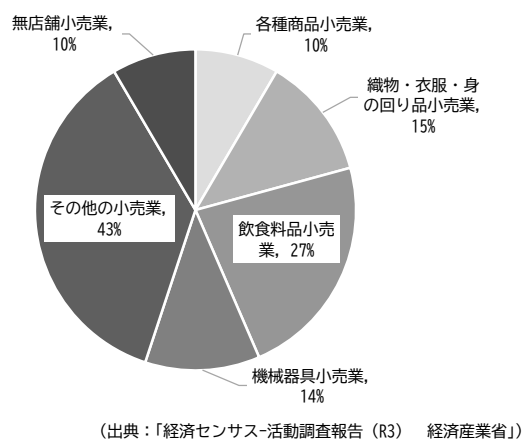
本市は、市内総生産額、就業者総数ともに小売業の占める割合が高く、人口一人当たりの小売業売場面積は、国・県と比べて、平成19年から高い水準で推移し続けています。そのため、これまで以上に域内外からの人流を創出し、地域消費が拡大する仕組みづくりが必要です。

また、郊外型の大型商業施設の集積が域外から消費を取り込める強みの一つとなっていますが、その一方で、中心市街地や地元商店街への人流が減少し、空き店舗や空き地が発生しているため、その対策が課題となっています。

■図表12 人口一人当たりの小売業売場面積の推移



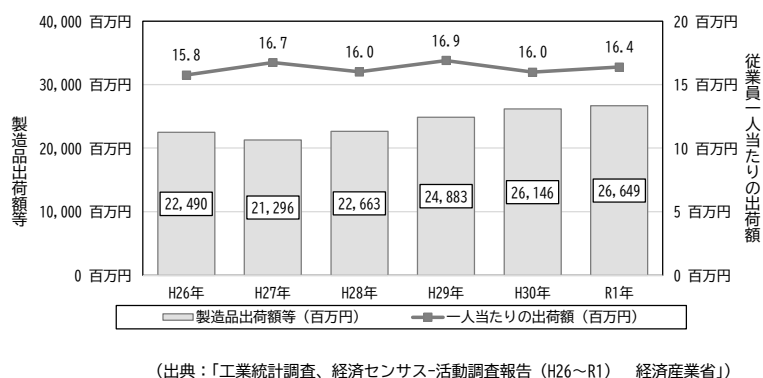
■図表13 小売事業所の業種小分類割合(令和3年度)



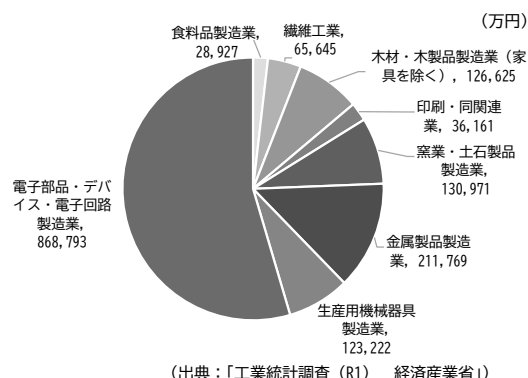
●製造業の特徴

製造品出荷額※等は、増加傾向で推移しており、令和元年には266億円程度となっています。従業員一人当たりの出荷額は、1,600万円程度でほぼ横ばいとなっています。中分類別製造品出荷額の構成をみると、誘致企業を中心に「電子部品・デバイス・電子回路製造業」が5割以上を占めています。

■図表14 市内の製造品出荷額等及び従業員一人当たりの出荷額の推移



■図表15 市内の産業中分類別製造品出荷額



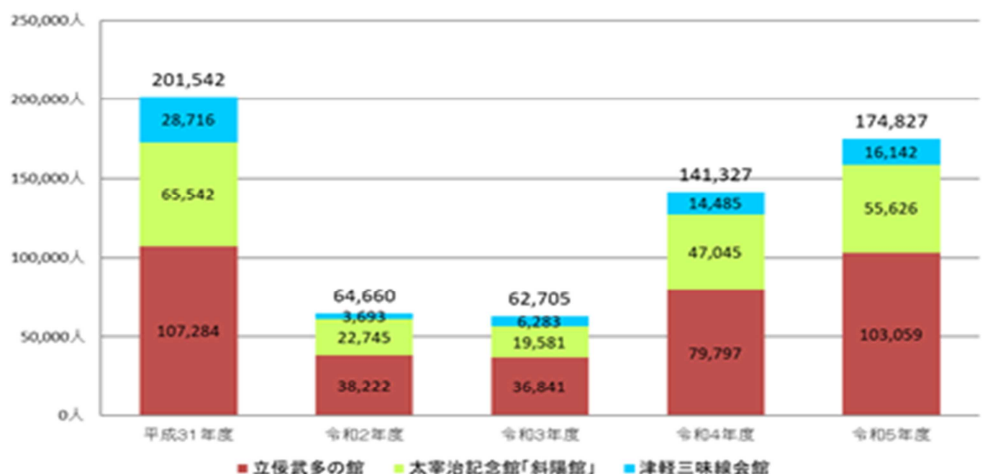
●観光業の特徴

コロナ禍以降、観光入込客数は大きく減少し、コロナ禍の収束後も以前の水準に戻り切っていないことから、観光需要の回復に向けて誘客対策を更に強化していく必要があります。

また、旅行形態の変化により、団体観光客が減少し、個人・小グループの観光客が増加傾向にあるため、興味にあわせた訪問先を自ら選択できるような情報コンテンツの充実を図っていく必要があります。

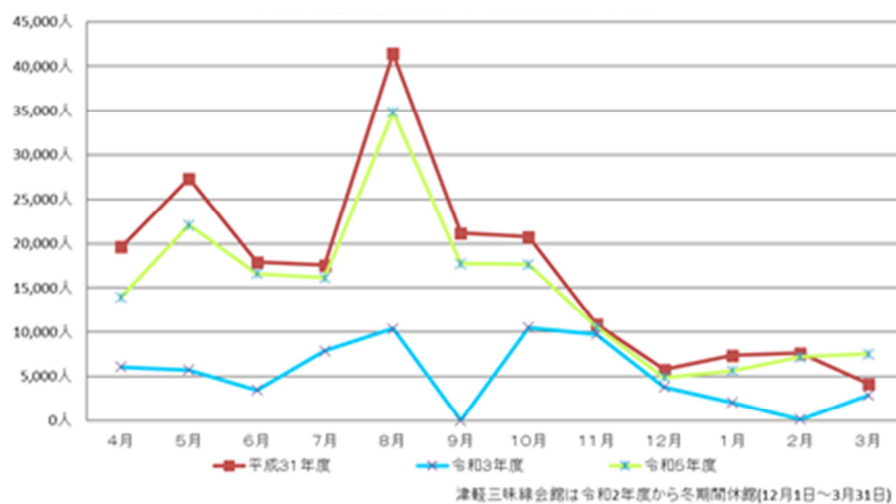
特に、近年では、海外からの観光需要が増加していることから、情報の多言語化など環境の整備が必要となっています。

■図表⑯ 主要観光施設の入込客数（延べ人数）



（出典：「青森県観光入込客統計」青森県）

■図表⑰ 市内の主要観光施設の入込客数（月別・延べ人数）



（出典：「青森県観光入込客統計」青森県）

④雇用の状況

人口減少によって生産年齢人口が減少する中で、地域経済を維持・発展させていくためには、それをけん引する労働力の確保と定着に向けた労働環境の整備、起業支援等が重要となります。特に、将来にわたって労働力を担う若い世代の定着に向けた就労環境の整備や、元気なシニア世代がこれまで培ってきた知識や経験を生かし、新たな担い手として活躍できる環境づくりが求められます。

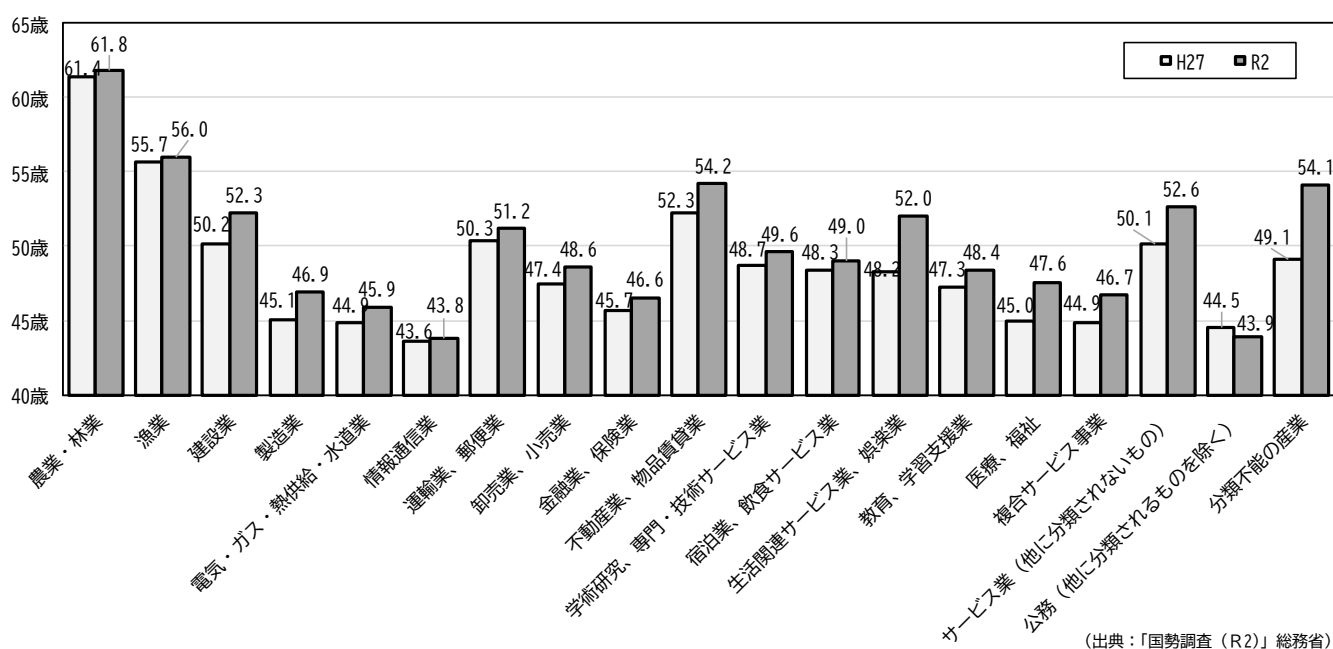
また、近年では、地域特性を生かした再生可能エネルギー関連企業の動きが活発になっていることから、その動向に注視する必要があります。

●雇用人材の傾向

平成27年と令和2年の就業者の平均年齢を産業大分類別で比べると、各分類いずれも高齢化しており、本市の就業者が多い業種である「農林水産業」において、特に高齢化が進んでいます。

また、本市は個人事業主が多く、高齢により黒字であっても廃業する事業者が現れることが懸念され、承継希望者とのマッチングを図る必要があります。

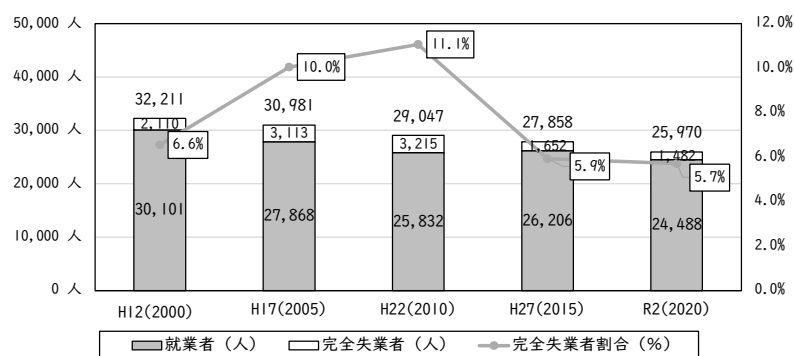
■図表⑬ 産業大分類別の平均年齢



●労働力人口の推移

労働力人口※は平成12年以降減少傾向で推移しており、令和2年に25,970人となっています。また、完全失業者数は、平成22年の3,215人（11.1%（労働力人口に占める完全失業者割合））をピークに減少に転じて、令和2年は1,482人（5.7%）と半減しています。

■図表⑭ 市内の労働力人口の推移

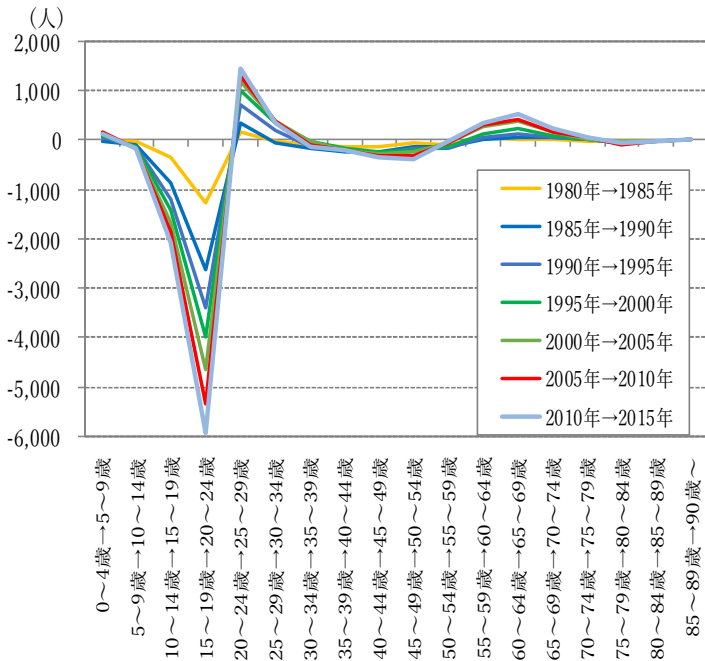


●若手人材の傾向

本市の転出者は、1980年からの年代別の累計で見ると、直近の2015年まで男女ともに15～24歳の転出が多い状況にあります。

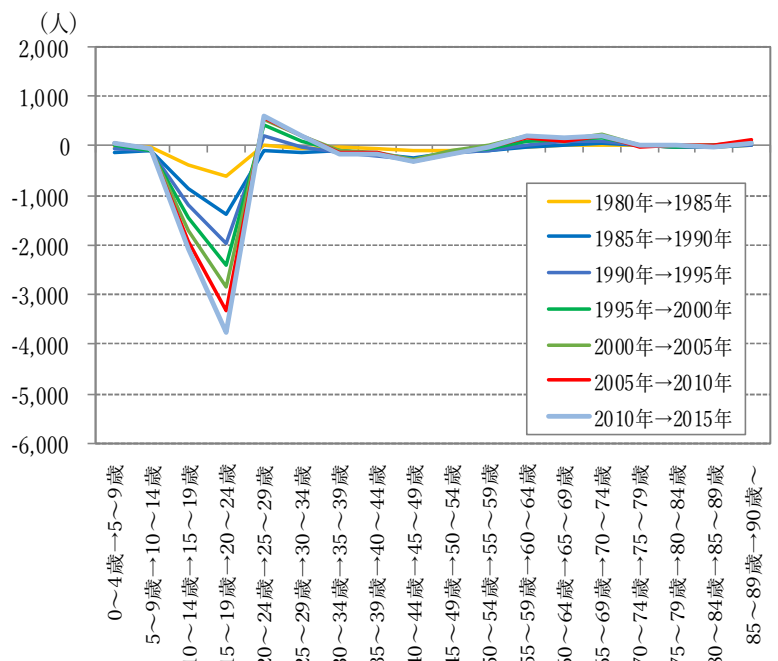
また、2023年に実施した高校生アンケートの結果によると、就職・進学が転出の理由となっており、就職を希望する高校生も含め、若い年齢層の定住を促すためには、働く場の確保が重要となります。

■図表⑳ 年代別累計転出入者数（男性）



（出典：「国勢調査」総務省）

■図表㉑ 年代別累計転出入者数（女性）



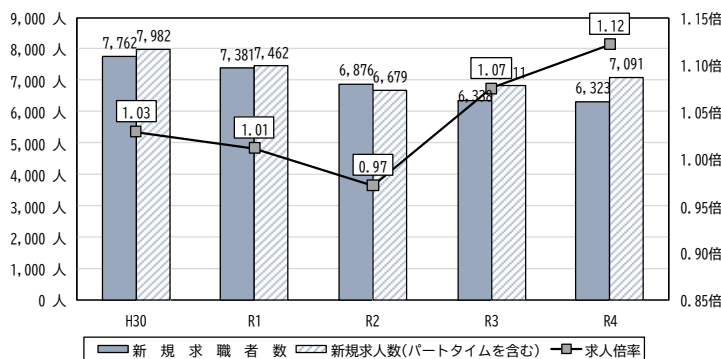
（出典：「国勢調査」総務省）

●求人倍率等の傾向

本市を含めた西北五管内の求人倍率※は、人手不足の影響もあり、コロナ禍の令和2年を除いて1倍以上となっています。

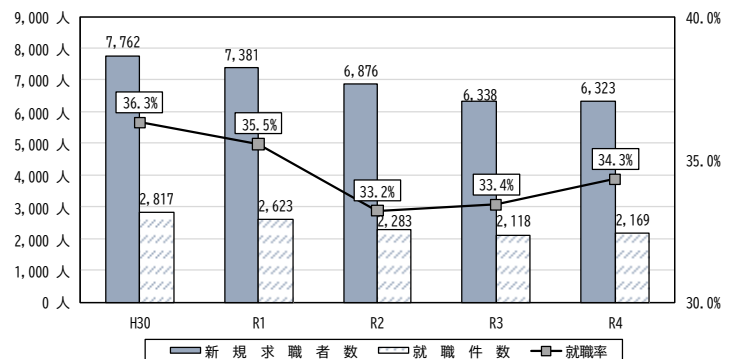
一方で、新規求職者数に対する就職率は、平成30年以降30%台で推移しており、求職者と雇用先のマッチングが課題となっています。

■図表㉒ 市内の新規求職者の求人状況の推移



（出典：「一般職業紹介（H30～R3）五所川原公共職業安定所」）

■図表㉓ 市内の新規求職者の就職状況の推移



（出典：「一般職業紹介（H30～R3）五所川原公共職業安定所」）

基本目標 2 経済分野 - 地域の特徴を生かした経済の活性化 -

＜基本施策の目的＞ 農林水産業の魅力を生かし、基幹産業としての役割を担えるよう農林水産事業の所得向上を図る。

＜基本施策の方向性＞

＜構成する施策と方向性＞

2-1 農林水産業の持続可能な発展

【現状と課題】

＜生産基盤の状況＞

- ・農業については、農業者の高齢化や担い手不足に伴い、優良農地の保全や農業水利施設※等の維持管理など、食料生産を支える生産基盤の整備体制の脆弱化が懸念されています。
- ・林業については、私有林における、間伐や下草刈り等の管理が不十分であったり、伐採後も植林が行われず放置される林地が多く見受けられており、良質材の産出と林地の保全に向けた生産基盤の整備が喫緊の課題となっています。
- ・水産業については、温暖化等の気象変動により、外海では魚種の変化や磯焼け等による漁場の荒廃が見られているほか、内水面漁業においても河川水量の増減により主力のヤマトシジミの生産基盤に影響が及んでいます。

＜担い手の状況＞

- ・農林水産業全般にわたり後継者不足が進展しており、新規参入も含め担い手の確保が喫緊の課題となっています。
- ・特に、りんごや畜産等の生産・飼育技術の習得にある程度の年数を要する部門については、担い手確保と併せて技術習得に向けた支援対策が必要となっています。

＜経営の状況＞

- ・米については、全国的な人口減少の中で米の需要が減少傾向にあるため、主食用米生産に加え、経営安定に向けた所得の安定確保対策の強化が課題となっています。
- ・りんごについては、台湾等への輸出が好調で、価格面では高値安定にあるものの、高齢の小規模農家が多いため、廃園や放任園対策が課題となっています。
- ・畜産については、主力ブランドである市浦牛の価格は堅調ですが、輸入穀物の価格上昇に伴う飼料の高騰等による経営への影響が懸念されています。

＜地場産品の状況＞

- ・国民の食生活の多様化に加え、国内各産地が商品開発力やブランド力の向上に力を入れているため、産地間競争を勝ち抜くためには、官民一体となった売れる商品づくりに向けた取組の強化が急務となっています。
- ・安定した商品供給力が必要となるため、生産者の確保や生産体制の整備が不可欠となっています。



1 生産基盤の整備

- ・スマート農業※の導入等による農作業の省力化や生産コストの低減、高収益作物への作付転換を図るため、計画的なほ場の大区画整備や汎用化を図ります。
- ・農地中間管理機構※や県等と連携し、水田やりんご園などそれぞれの特性に応じた担い手への農地の集積・集約化を進め、農地の保全と有効活用を図ります。
- ・農業水利施設や農道等の保全に向け、多面的機能支払制度※に取り組む組織(各地域保全隊)を支援します。
- ・りんごの高品質安定生産を図るため、老朽化した園地の更新や農業委員会等との連携による放任園の発生防止、解消に取り組みます。
- ・公共牧場の適正な維持管理に努め、飼料生産基盤としての有効活用等を図ります。
- ・森林組合と連携し、森林の下刈り、除伐、間伐等の計画的実施や伐採後の再造林により森林維持に努めます。
- ・漁業協同組合や県等と連携し、水産資源の安定的な確保育成とそれに資する漁場等の維持保全に取り組みます。

2 担い手の確保・育成

- ・地域農業を担う中核的担い手の育成に向け、農地中間管理機構を通じた農地情報の提供や省力化、効率化のためのスマート農業の導入に向けた支援を強化します。
- ・新規就農者を支援する国の事業を活用し、新規参入も含めた新たな担い手の確保に努めます。
- ・就農後の生産技術の習得や農業機械・施設等の導入支援などの営農定着に向けたサポート体制を強化します。
- ・新規就農者同士や先輩農業者との交流の場を提供し、地域で相互に支え合う機運の醸成を図ります。
- ・ブランド牛「市浦牛」の生産維持に向け、和牛改良組合と連携し、飼養後継者の育成に努めます。
- ・高収益が期待できるアワビ漁について、漁業協同組合と連携し、収益が見込める漁法の導入等を促進し、新たな漁業後継者の育成に努めます。

3 経営力の強化

- ・自然災害や農産物価格の下落等から経営を守る農業経営収入保険制度※への加入促進に取り組みます。
- ・農業収入の安定・向上を図っていくため、高収益作物を取り入れた複合経営やりんごにおける超高密植栽培※、作業の省力化・効率化に向けたスマート農業等の導入を支援します。
- ・森林組合と連携し、森林環境譲与税を活用して林道の整備や林地の間伐、下草刈り等の管理を促進し、良質材の産出による林業収入の向上に努めます。

4 地場産品の商品価値強化

- ・地場産品の掘り起こしや既存産品の高付加価値化、新たな産品の開発に向けて、生産者や事業者を支援します。
- ・特産である「赤〜いりんご」については、供給力に課題があることから、生産を担う農業者の掘り起こしに努め、苗木の供給等による生産支援を強化します。
- ・市の産地直売施設「産直メロス」を活用し、新たな地場産品のPRや情報の発信に取り組みます。

＜分野別計画＞

地域計画、農業振興地域整備計画、果樹産地構造改革計画、森林整備計画、鳥獣被害防止計画

＜基本施策の目的＞ 本市の強みである商業分野の発展を軸とした消費拡大による地域経済の活性化を図る。

＜基本施策の方向性＞

＜構成する施策と方向性＞

2-2 ビジネス機会の創出による地域の消費拡大

【現状と課題】
〈地域の商業の状況〉
・郊外型の大型商業施設の集積が域外から消費を取り込める強みの一つとなっていますが、その一方で、中心市街地や地元商店街への人流が減少し、空き店舗や空き地が発生しているため、その対策が課題となっています。
・飲食業について、廃業、起業を経ながらも、五所川原圏域において依然として中心的な商業エリアを形成していることから、この条件を生かした地場産品の消費拡大やビジネスチャンスの創出が求められています。

〈観光を取り巻く状況〉
・コロナ禍の移動制限等の終息とともに、立佞武多等の祭りや各種イベント等への誘客は回復傾向にあるものの、「立佞武多の館」の約1年間に及ぶ改修休館を控えており、その間の誘客促進が課題となっています。
・旅行形態が団体から個人へシフトしてきており、インバウンド※も含め観光ニーズが多様化していることから、それらへの速やかな対応が求められています。
・さらなる誘客促進に向け、市浦地域、金木地域、五所川原地域を網羅した五所川原全域の観光PRが不可欠となっています。

〈市産品の状況〉
・激化する県内外の産地間競争を生き抜くためには、売れる産品づくりはもとより、SNS※等による市産品の情報発信力を強化していくことが重要となっています。
・市産品のビジネス機会を創出していくためには、官民一体となり、魅力的な市産品づくりや安定した生産供給体制の構築に取り組むことが必要となっています。

1 地場産品を生かした食産業の強化

- ・ホコ天マルシェや市浦グルメカーニバルなど、市内各地区で民間を主体として開催される地場産品の販売や食に関するイベントを支援します。
- ・商工会議所等と連携し、今後推進する予定の駅前商業地域の再整備と連動し、飲食業が集積している特徴を生かして、地元産品を活用した食産業の強化に取り組みます。
- ・観光客の来店も多い市の農産物直売施設「産直メロス」への生産者出荷を促進し、地場産品の食の魅力をPRします。

2 観光誘客による関係人口拡大

- ・観光協会や民間事業者と連携し、地場産品を活用した食体験観光コンテンツなど、より付加価値の高い着地型観光※商品の開発に取り組みます。
- ・多様化する観光ニーズや増加する訪日外国人観光客への対応を強化するため、観光情報の充実や観光施設等へのWi-Fiの設置、施設内外の案内表示の多言語化などに取り組みます。
- ・観光協会や観光施設、宿泊事業者等と連携し、誘客に欠かせない市民の「おもてなし」意識の向上に努めます。

3 物産プロモーションによる販路拡大

- ・市内事業者による新商品開発を支援するとともに、バイヤー※を招へいた商品説明会を開催し、商品開発力の強化を図ります。
- ・販売事業者のバイヤーに対する地場産品の商品情報の提供や、市内事業者による国内外の商談会、物産フェアへの参加を促し、販路の開拓や流通ルートの確保を支援します。
- ・ふるさと納税返礼品への出品を促進させ、ネット販売に関するノウハウの習得や販路の開拓を支援します。



＜分野別計画＞ 立佞武多の館リニューアル基本計画

基本目標 2 経済分野 - 地域の特徴を生かした経済の活性化 -

＜基本施策の目的＞ 地域経済の活性化のため、就労の場の創出、幅広い世代の活躍、多様な人材確保を図る。

＜基本施策の方向性＞

＜構成する施策と方向性＞

2-3 地域産業の強化

【現状と課題】
〈産業基盤の現状〉
・工業団地における誘致企業の充足率は高いものの、市内事業者については、経営者の高齢化や後継者不足が顕著となっており、事業承継に向けた取組が急務となっています。
・コロナ禍での経営悪化に対する支援や地域産業を活性化させるための創業支援の強化が求められています。

〈就業者の状況〉
・少子高齢化や若手人材の域外流出により、誘致企業も含め人材の確保が大きな課題となっており、事業者等と連携した対策の強化が急務となっています。
・事業者の経営を支える熟練技術者の不足が深刻化しており、その育成確保が大きな課題となっています。
・国の働き方改革の推進により、労働環境の改善が急務となっています。
・労働力確保に向け、UIJターン※を促進するための対策の強化が求められています。
・労働人口の減少に伴い、技術力や知識、経験等を有する元気なシニア世代を活用できる環境づくりが求められています。

1 産業基盤の維持・強化

- ・商工団体等と連携し、市内事業者情報の収集体制を構築し、事業者が行う事業承継の取組を支援します。
- ・商工団体等と連携し、信用保証料等に対する金融支援や経営相談等を実施し、企業の経営体力の維持に努めるとともに、創業支援に向けた相談活動等を実施します。
- ・熟練技術者の養成を目指し、事業者等が実施する技術養成の取組を支援します。

2 多様な人材の確保

- ・誘致企業等と連携し、市内に立地する高校に対する企業説明会を実施するなど若手人材の確保に取り組みます。
- ・UIJターン希望者に等に対する相談会を実施し、移住の促進を図ります。
- ・商工団体や事業者等と連携し、シニア人材の就職相談会の開催や職業訓練を実施し、人材の確保を図ります。
- ・商工団体等と連携し、事業者に対して、従業員の休暇取得の促進や所定外労働の削減に関する法令遵守等を働きかけるなど、働きやすい職場づくりの普及に努めます。



＜分野別計画＞ 産業振興促進計画、工業用水道事業経営戦略